

第60号議案

府中市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 9 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

市立府中市役所自転車駐車場を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものであります。

府中市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

府中市立自転車駐車場条例（平成３年３月府中市条例第２号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前												
(名称及び位置) 第2条 省 略 <table><tr><td>名 称</td><td>位 置</td></tr><tr><td>省 略</td><td></td></tr><tr><td>府中市立府中市役所自転車駐車場</td><td>府中市宮西町2丁目24番地</td></tr></table> (使用時間) 第5条 自転車駐車場は、終日使用することができる。ただし、 <u>府中市立府中駅北自転車駐車場及び府中市立東府中駅南自転車駐車場の地階部分並びに府中市立府中市役所自転車駐車場</u> に自転車を入出することができる時間は、午前6時から午後 11時までとする。 2 省 略 別表第1（第3条、第10条）	名 称	位 置	省 略		府中市立府中市役所自転車駐車場	府中市宮西町2丁目24番地	(名称及び位置) 第2条 省 略 <table><tr><td>名 称</td><td>位 置</td></tr><tr><td>省 略</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">【追 加】</td></tr></table> (使用時間) 第5条 自転車駐車場は、終日使用することができる。ただし、 <u>地階部分</u>に自転車を入出することができる時間は、午前6時 から午後11時までとする。 2 省 略 別表第1（第3条、第10条）	名 称	位 置	省 略		【追 加】	
名 称	位 置												
省 略													
府中市立府中市役所自転車駐車場	府中市宮西町2丁目24番地												
名 称	位 置												
省 略													
【追 加】													

駐車することができる自転車及び使用料

1～5 省 略

6 府中市立府中市役所自転車駐車場

<u>駐車することができる自転車</u>	<u>使 用 区 分</u>	<u>1台当たり の使用料</u>
<u>普通自転車</u>	<u>時 間 使 用</u>	<u>24時間までごと につき100円</u>

備考 駐車時間が2時間以内の時間使用に係る使用料は、無
料とする。

駐車することができる自転車及び使用料

1～5 省 略

【追 加】

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。